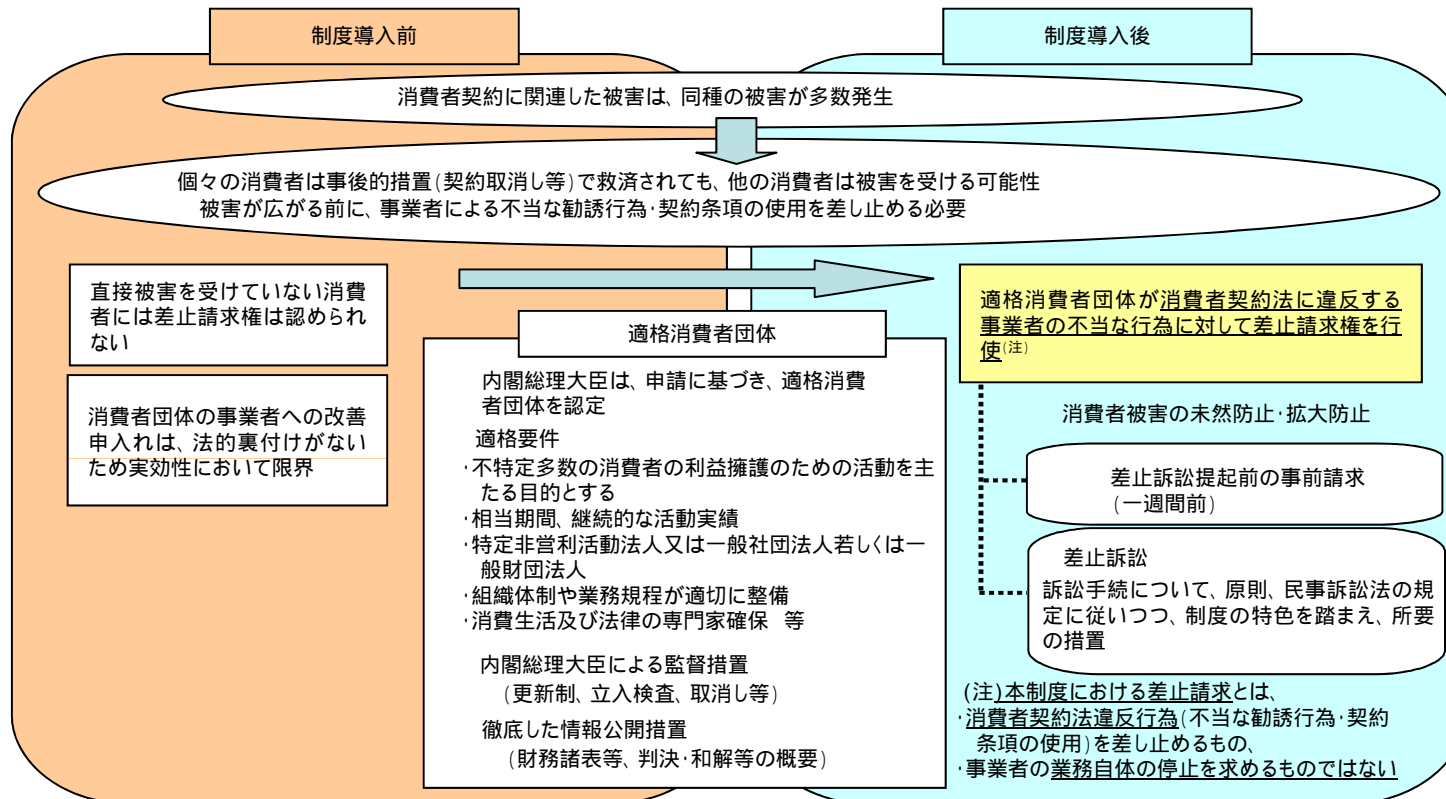
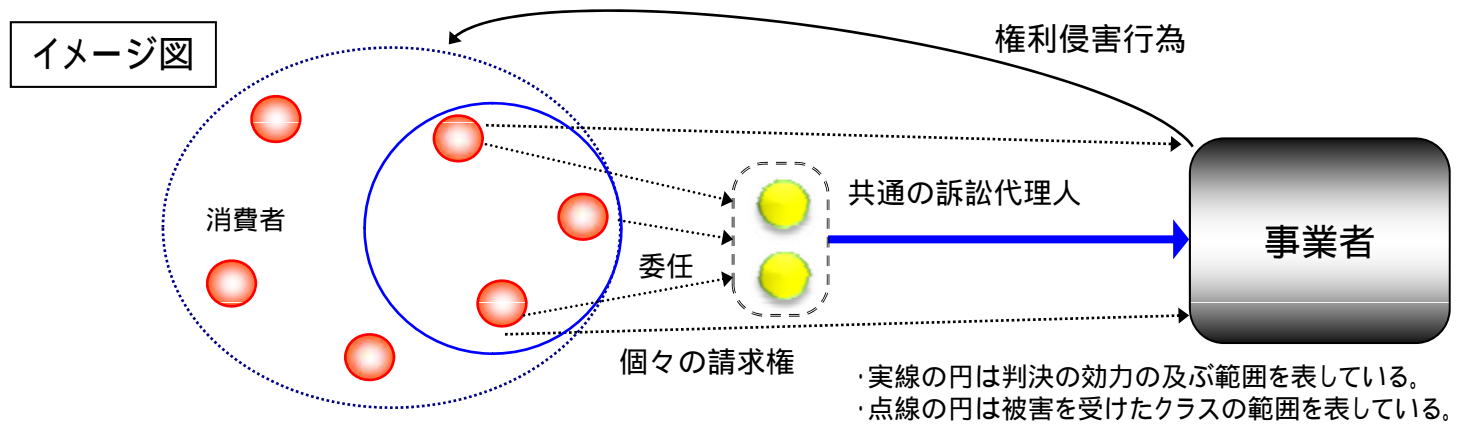


根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
消費者契約法 景表法 特商法	内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法、景表法及び特商法上の不当な行為に関し、事業者に対し差止請求をすることができることとしたもの(平成18年消費者契約法により創設。平成20年消費者契約法等改正により、差止請求の対象を景表法及び特商法上の不当な行為に拡大)。	消費者被害の未然防止、拡大防止	平成19年6月の制度運用以来、訴訟提起件数が12件。裁判外の差止請求が120事業者に対して行われている(いずれも、平成22年10月末現在)。	現在及び将来の行為に対する停止・予防は措置されているが過去の行為による被害の回復については措置されていない。過去の被害回復について行うよう、事業者に要請しても回答がなく、その後被害回復がされていないという情報が寄せられた事案もある。



# 通常共同訴訟

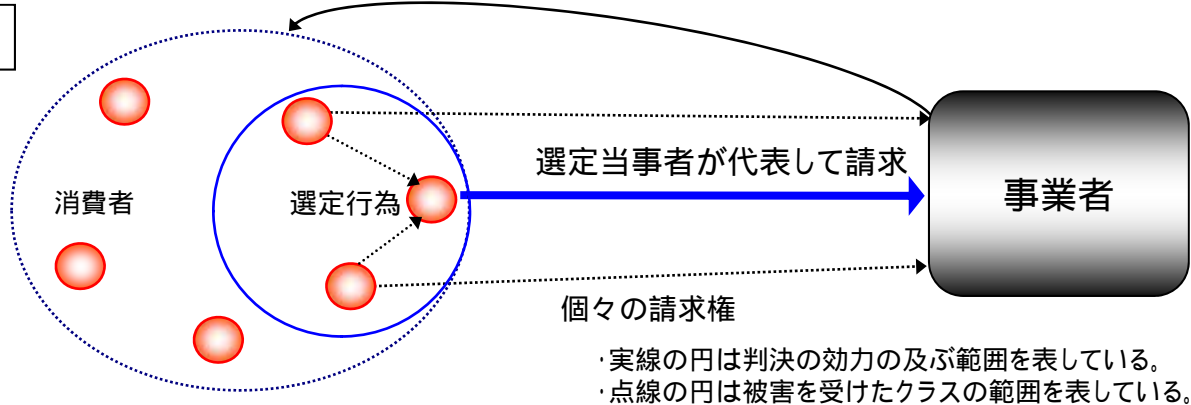
根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	<p>一つの訴訟手続に数人の原告又は被告が関与している訴訟形態をいう。</p> <p>訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき、又は訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときに認められている(民事訴訟法第38条)。</p> <p>消費者事件で通常行われているのは、通常共同訴訟であり、合一確定が法律上保障されていない。各共同訴訟人が他の共同訴訟人に妨害されることなく各自独立に訴訟を進行する権能を持つものの(同法第39条)、一人の共同訴訟人の申し出た証拠から得た証拠資料は共通に証拠資料となる。</p>	<p>同一の手続内で同時に審判すれば、複数の当事者が個別に訴えまたは訴えられて複数の手続で審理されるのに比べて、共通の争点についての審理の重複を避けられ、当事者も裁判所も労力を節約でき、統一的な紛争解決が期待できる。</p>	<p>いわゆる弁護団方式により多数の消費者被害が解決されてきている。</p>	<p>自ら原告になる場合には、費用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくい。消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴訟に参加しない消費者も多い。</p>



# 選定当事者制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	<p>多数の当事者の関与する訴訟において、共同の利益を有する多数者の中から代表者を選んで、訴訟追行権を授与し、選定者全員のために当事者として訴訟を追行させる制度。</p> <p>平成8年の民訴法改正において、選定当事者を利用しやすくし、その一層の活用を図る観点から、選定当事者を選定することを通じて訴訟に参加しやすくするために、係属中の訴訟の当事者と共同の利益を有する者で、当事者でない者が、その訴訟の当事者を選定当事者として選定することができるものとした(第30条第3項。追加的選定)。例えば、共通の原因に基づく被害者が多数存在するが、それぞれの被害額が少額であるという類型の訴訟においては、訴訟に要する労力や時間等の関係から、被害者が個別的に訴えを提起してその権利の実現を図ることを期待することが困難な場合も少なくない。このような場合において、被害者の権利の実現の実効性を高めるためには、できる限り訴訟をまとめて追行することが有効であり、そのためには、先行する訴訟に共通の被害者が参加することを容易にすることが適当と考えられるが、この選定当事者制度の改正は、このような類型の訴訟においても、効果を発揮することが期待できるものと考えられていた。</p>	<p>共同の利害を有する多数者が、共同の利害に関する訴訟の原告又は被告となるには、共同訴訟の形態をとるほかないところ、多数の当事者が訴訟に参加することは、その審理手続を煩雑にし、その運営のための費用もかさむ結果を招くことから、このような共同訴訟の弊害を避け訴訟手続を簡明なものとするため導入された。</p>	<p>客観的な調査等が存在するわけではないが、選定当事者制度が利用された件数は少数に止まっている模様である。</p>	<p>入会権のように選定者と選定当事者とが相互に知り合っている関係がある場合には利用されやすいと考えられるが、消費者被害のように相互に知り合うような関係が希薄である場合には、そのような前提を欠き利用されにくい可能性がある。</p>

イメージ図

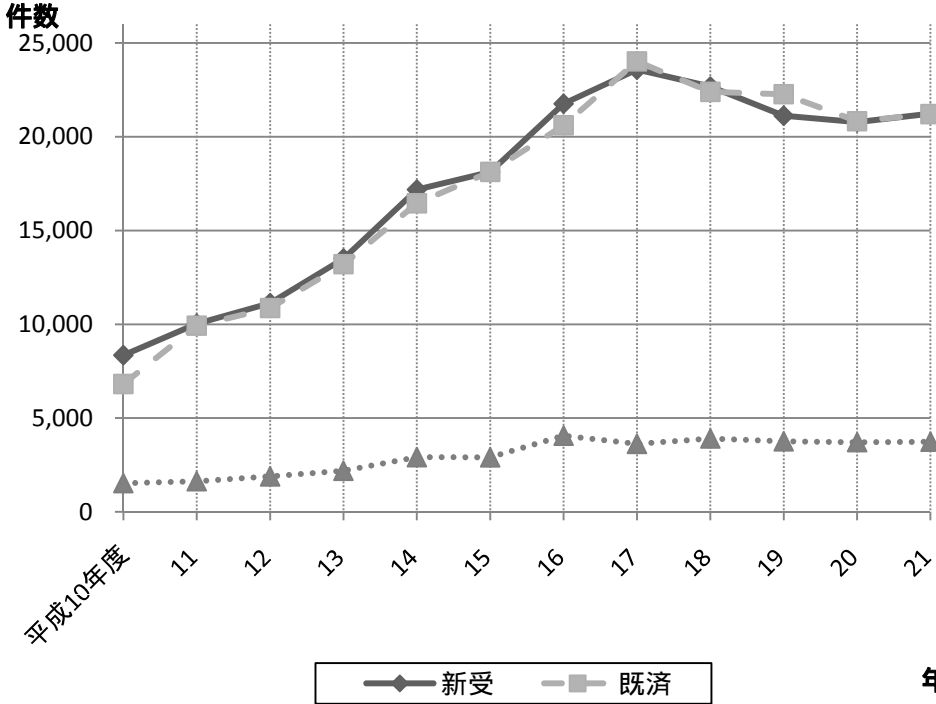


# 少額訴訟制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	原則として一回の口頭弁論期日だけで審理を完了し、即時に取り調べることができる証拠に限定した証拠調べを行い、原則として審理の終了後直ちに判決の言渡しを行う。なお、対象となるのは訴額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件とされている。	特に小規模な紛争について、一般市民が訴額に見合った経済的負担で、迅速かつ効果的な解決を裁判所に求めることができるようにすることを目的として創設されたもの(平成8年民訴法改正により創設)。	平成10年1月の制度の運用開始以来、基本的に増加して推移しており、順調に利用されている。	争点が複雑であったり、当事者が多数に及ぶ場合を念頭に置いた制度ではない。

年次	新受件数	既済件数	未済件数
平成10年度	8,348	6,819	1,529
11年度	10,027	9,928	1,628
12年度	11,128	10,867	1,889
13年度	13,504	13,205	2,188
14年度	17,181	16,454	2,915
15年度	18,117	18,125	2,907
16年度	21,761	20,609	4,059
17年度	23,584	24,021	3,622
18年度	22,679	22,394	3,907
19年度	21,122	22,269	3,760
20年度	20,782	20,829	3,713
21年度	21,233	21,208	3,738

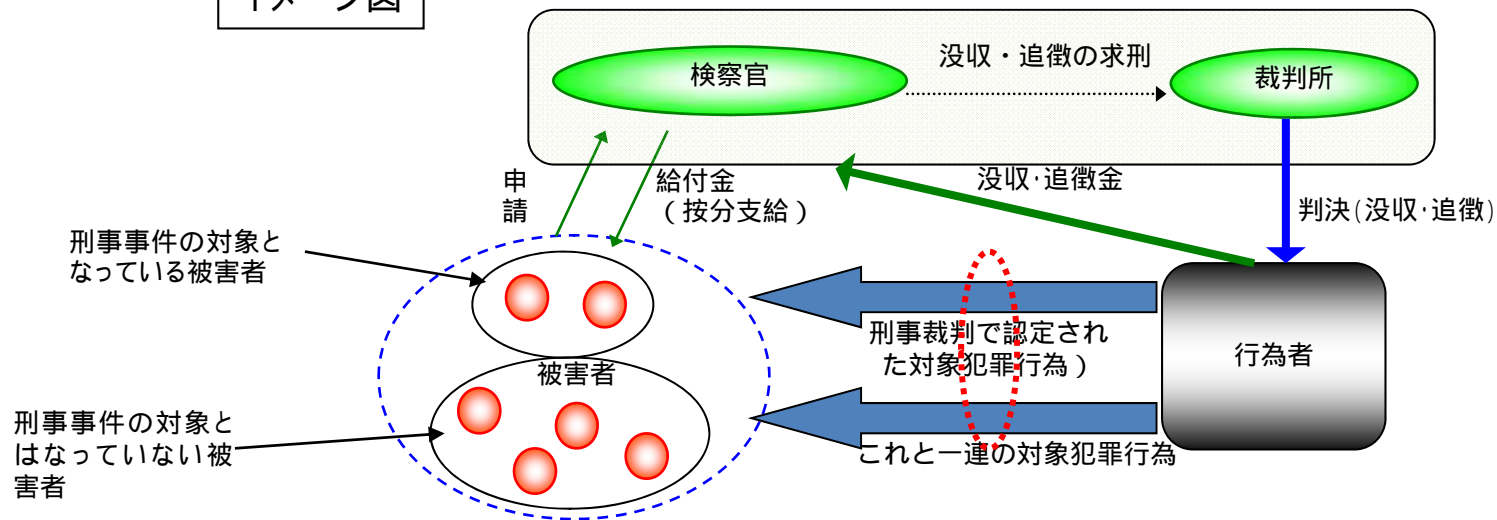
司法統計より  
途中で通常移行したものを含む



被害回復給付金支給制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
<p>被害回復給付金支給法 組織的犯罪処罰法</p>	<p>組織的犯罪処罰法第13条第3項の規定により犯人から没収された犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られた金銭、同法第16条第2項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭等を検察官が「給付資金」として保管し、刑事裁判において認定された没収・追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為（犯罪行為がマネー・ローンダリング行為等である場合には、その前提となっている対象犯罪行為（例えば、詐欺や出資法違反等））の被害者及びこの対象犯罪行為と一連の犯行として行われた対象犯罪行為の被害者（いわゆる余罪の被害者）を対象として給付金を支給する制度である。</p>	<p>犯罪被害財産について、犯罪が組織的に行われた場合や、いわゆるマネー・ローンダリング行為が行われた場合等、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難な場合には、刑事裁判により犯人から没収・追徴することができるようにするとともに、これを原資として、対象犯罪行為の被害者等に対して給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図る。</p>	<p>24件（いわゆるヤミ金融及び振り込め詐欺、融資保証詐欺等の事案） （平成22年8月末現在）</p>	<p>消費者被害の事案のすべてが対象となるものではない。</p>

イメージ図

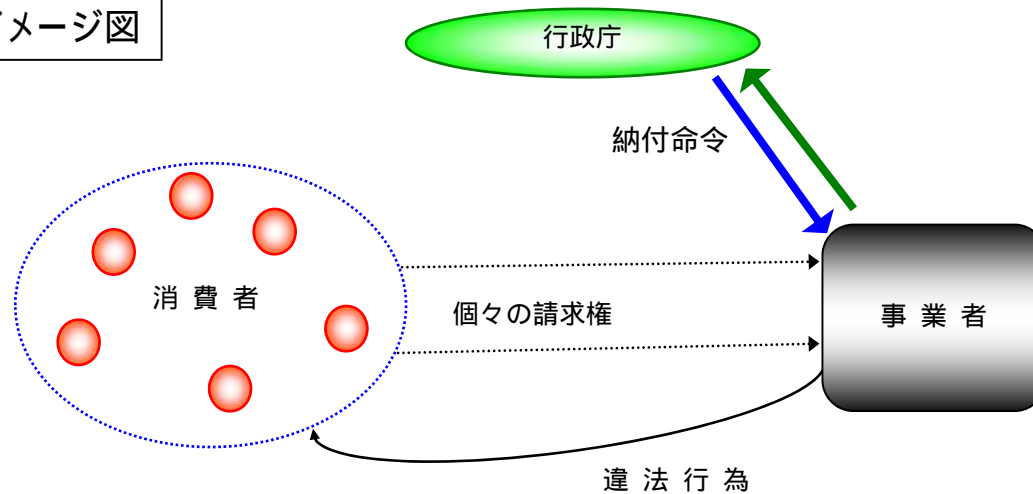


没収・追徴できる範囲は、刑事事件の対象となっている被害者の犯罪被害額の範囲である

## 課徴金制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
独占禁止法	私的独占、不当な取引制限並びに不公正な取引方法のうち共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用を対象に、公正取引委員会が事案を調査し、課徴金の適用対象となる違反行為があると認める場合には、課徴金納付命令を行う。なお課徴金納付命令に不服のある者は、公正取引委員会に対し審判の請求をすることができる。	現行の課徴金制度は、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の予防効果を強化することを目的としたものであり、違反行為禁止の実効性確保のための行政上の措置である。	平成19年度は20件162名に対して112.9億円、平成20年度は11件87名に対して270.3億円、平成21年度は24件106名に対して360.7億円の納付を命じている。	課徴金として納められた金銭は国庫に帰属し、被害者に配分されない。
金融商品取引法	インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示書類の虚偽記載・不提出、継続開示書類の虚偽記載・不提出、公開買付届出書等の虚偽記載・不提出、大量保有報告書の虚偽記載・不提出、特定証券等情報の虚偽提供・不提供、特定投資家向け有価証券の発行者等情報の虚偽提供等について、課徴金の対象範囲となっている。課徴金額は法定されており、金融庁長官は証券取引等監視委員会の勧告を受け、審判手続開始決定及び審判官の指定を行い、審判官による審判手続を経て作成された決定案に基づいて、課徴金納付命令等の決定を行う。	証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性を確保し、違法行為を抑止するため、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す(平成17年4月施行)。	平成19年度は22件、平成20年度は31件、平成21年度は48件の納付命令がなされている。	課徴金として納められた金銭は国庫に帰属し、被害者に配分されない。

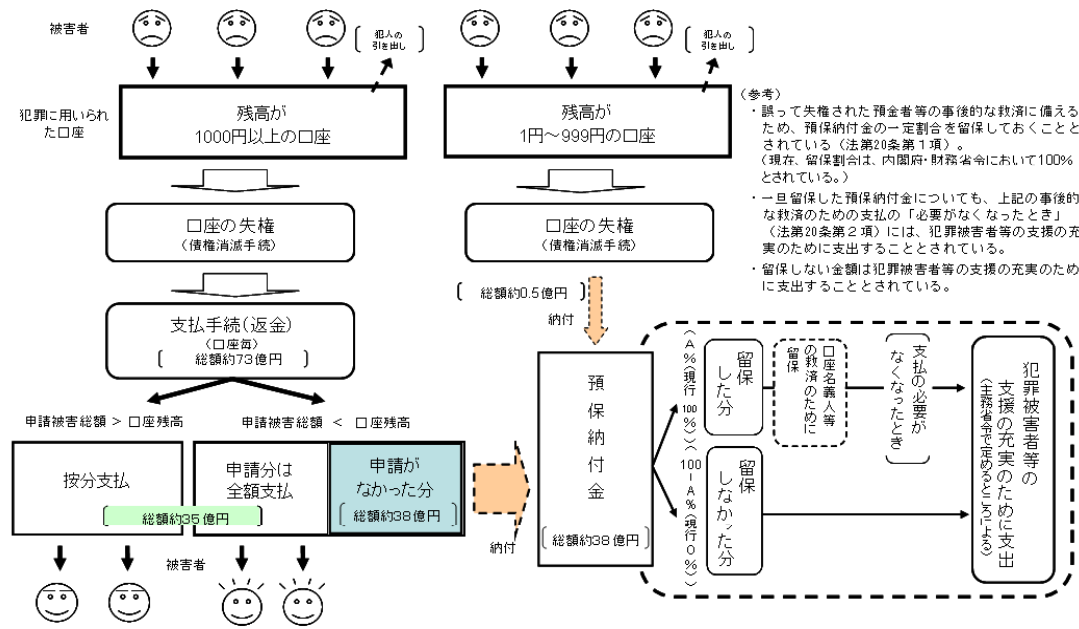
イメージ図



# 振り込め詐欺救済法

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
振り込め詐欺救済法	<p>振り込め詐欺等の振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続を定めるものである。手続の概要は以下のとおり。金融機関が、犯罪利用の疑いがあると認める預金口座等の取引停止等の措置(口座の凍結等)を行う。金融機関が、預金保険機構(預保)に対して債権消滅手続開始公告の求めを行う。これを受け、預保はインターネットの利用により、公告を実施する。預金等債権の消滅後、金融機関は、預保に対して支払手続開始公告の求めを行う。これを受け、預保はインターネットの利用により、公告を実施する。金融機関が、支払申請者に対して支払の決定を行い、被害回復分配金を支払う。</p> <p>(注)法の対象となる「振込利用犯罪行為」は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの(第2条第3項)。</p>	<p>預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする(第1条)。</p>	<p>平成20年度～平成22年度における被害者への支払及び預金保険機構への納付の状況は下記のとおり(平成22年度は8月まで)。</p> <p>消滅預金等債権の額 : 約73億円</p> <p>被害者への支払額 : 約35億円</p> <p>預金保険機構への納付額 : 約38億円</p>	<p>被害者へ支払うことのできなかった残余金や、残高1000円未満口座の資金は預金保険機構に納付。</p> <p>預保納付金は、犯罪被害者支援の充実に支出。</p>

## 振り込め詐欺救済法の制度概要



(計数は、平成22年8月末現在)

## 小括

消費者被害事案の整理(資料2)等を踏まえ、消費者被害事案の特徴ないし現行制度の問題の所在について、どのように整理すべきか。

- (例)・少額な請求の場合が多く、提訴がためられることが多い。
- ・何らかの共通争点が存在することが多いが、個別争点も存在している。
  - ・被害者同士の繋がりが希薄であったり、そもそも被害者の所在を把握し特定することが困難なことがある。
  - ・加害事業者の財産の散逸・隠匿により、被害回復が困難になることがある。
  - ・消費者が被害に遭っていることを自覚しないことがある。
  - ・消費者個人では事案の解明が困難なことがある。
  - ・消費者と事業者との構造的格差(消費者契約法第1条参照)等。

消費者被害事案の多様性にかんがみると、問題の所在に応じ、いくつかの制度について、制度間の役割分担を適切に図りつつ、検討を進めるべきではないか。

被害救済は、個々の被害者がその請求権を行使することによって図るのが基本と考えられるところ、現行制度によって請求権行使の実効性が確保されていないのであれば、それに対応した措置を講ずべきと考えられる。

一つの整理としては、

- ・少額多数被害事案については、請求権を極力糾合する手続を設けることによる対応。
- ・被害者の特定や請求権そのものを観念することが困難な事案については、訴訟手続とは別途、違法行為を抑止する観点から、経済的不利益を賦課する制度を設けることによる対応。
- ・請求権を観念することができても、加害事業者の財産の散逸・隠匿等により、その行使がおよそ実効的でないと考えられる場合には、特別な財産保全制度を設けて請求権の行使に繋げることによる対応。

といった整理が考えられるのではないか。